相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍滋賀県彦根市古沢町九四六番地、最後の住所滋賀県守山市下之郷三丁目七番二―二〇一号　被相続人　亡　内田　孝明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
滋賀県大津市京町三丁目三番二八号　京町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　田口　勝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府吹田市竹見台三丁目一番地、最後の住所大阪市中央区東高麗橋二番五―一四〇一号　被相続人　亡　堀口　信一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
大阪市中央区大手前一丁目七番三一号ＯＭＭビル四階
相続財産清算人　弁護士　米田　匡秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍大阪府大阪狭山市大字東野一〇四〇番地、最後の住所大阪府大阪狭山市東野西一丁目一〇四〇番地の一　被相続人　亡　林部千惠子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
大阪市北区西天満三丁目一四番六号センチュリー西天満ビル二階
相続財産清算人　弁護士　工藤　大基

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県たつの市御津町室津九三番地、最後の住所兵庫県姫路市西延末三八七番地　被相続人　亡　大澤　泰一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
兵庫県姫路市南駅前町六三　クリスタルビル三〇一　丸尾法律事務所
相続財産清算人　弁護士　丸尾　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県呉市警固屋三丁目二一番地、最後の住所広島県山県郡北広島町南方一一一九番地（クリエイト三〇二）　被相続人　亡　上田　祐里
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十六日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
広島市中区橋本町三番二六号
相続財産清算人　ノーブル司法書士法人

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍広島県東広島市河内町中河内一三二一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　桃井　弘子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十六日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
広島県東広島市西条中央六丁目一番五号
相続財産清算人　司法書士　甲斐　祥麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍香川県高松市屋島西町二二七四番地一九、最後の住所香川県高松市屋島西町二二七四番地一九アルファシティ屋島五番館六〇一　被相続人　亡　渡邉　清美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
香川県高松市丸の内七番九号
久保総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　星野菜蕗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍香川県高松市香南町由佐三三九番地、最後の住所香川県高松市香南町由佐三三九番地二　被相続人　亡　見藤　仁
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
香川県高松市丸の内七―二〇　丸の内ファイブビル二階　丸の内法律事務所
相続財産清算人　弁護士　工藤ゆかり

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛媛県松山市雄郡二丁目六番、最後の住所愛媛県松山市雄郡二丁目六番三九号　被相続人　亡　清家　眞爾
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
愛媛県松山市三番町六丁目八―一　太陽生命松山ビル二階　みかん法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石光　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍高知県高知市宝永町二三一番地、最後の住所高知県高知市加賀野井二丁目一九番一三号　被相続人　亡　畠中　寿子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
事務所高知県高知市升形一―一七　藤林ビル三階東
相続財産清算人　弁護士　武内　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北九州市小倉南区大字隠蓑一一二番地、最後の住所北九州市小倉南区八幡町一七番二号　被相続人　亡　中西美世子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台四丁目一六番一二号
相続財産清算人　司法書士法人アドボカシー法務事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鹿児島県いちき串木野市旭町一六五番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市西開聞町三番一九号　被相続人　亡　満留　薫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十四日
鹿児島県出水市昭和町三―二四　出水法律事務所
相続財産清算人　弁護士　米田　圭吾

第４期決算公告

令和８年８月24日　東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Hudl Japan株式会社
代表取締役　デイヴィッド・スワンソン・グラフ

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	671,680,330	流動負債	583,124,367
固定資産	5,301,549	引当金	9,134,882
繰延資産	976,729	固定負債	7,878,213
		株主資本	86,956,028
		資本金	5,000,000
		資本剰余金	5,000,000
		資本準備金	5,000,000
		利益剰余金	76,956,028
		その他利益剰余金	76,956,028
		（うち当期純利益）	(69,406,227)
資産合計	677,958,608	負債・純資産合計	677,958,608